

南砺市「なんとに住んでみられ」体験ハウス利用上の注意事項

南砺市 南砺で暮らしません課 (Tel 0763-23-2037)

利用の資格

体験ハウスを利用することができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 市への移住又は定住を希望する者
- (2) 市外に居住している者
- (3) 南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者

利用者の禁止事項

- 1 体験ハウスの利用者は、その借用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 利用者は、市長の承諾なく申請書の内容を変更してはならない。
- 3 利用者は、体験ハウスの増築、改築、移転、改造、模様替え又は体験ハウスの敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 4 利用者は、既存の鍵以外の鍵を設置し、又は鍵の複製物を作製してはならない。
- 5 利用者は、前各項に定めるもののほか体験ハウスにおいて次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 収入を得る目的で事業を営むこと。
 - (2) 当該体験ハウスに入居しながら、就業すること。
 - (3) 物品の販売、寄付の要請行為その他これらに類する行為を行うこと。
 - (4) 興行を行うこと。
 - (5) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
 - (6) 文書、図書その他印刷物を配布し、又は体験ハウスの建物に印刷物等を貼付すること。
 - (7) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為をすること。
 - (8) 鉄砲、刀剣類、爆発性又は発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - (9) 重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
 - (10) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - (11) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (12) 猛獣、爬虫類、犬、猫等の動物の飼育をすること。
 - (13) 体験ハウスの建物内で喫煙すること。
 - (14) 悪臭の発生等衛生上有害な行為を行うこと
 - (15) その他、体験ハウスの使用にふさわしくないと市長が認める行為。

利用承認の取消し

利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消すものとする。

1. 「なんとに住んでみられ」住宅実施要綱の規定に違反したとき。
2. 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。
3. 承認の条件に違反したとき。
4. その他体験ハウスの管理上支障があるとき。

利用者の管理義務

利用者は、利用期間中は次の事項を守らなければならない。

1. 留守及び就寝時に施錠すること。
2. 鍵を紛失又は破損した場合は、直ちに報告の上、新たに設置した鍵の貸与を受けること。ただし、鍵の設置費用は利用者の負担とする。
3. 体験ハウスの利用期間が終了し退居するにあたり、貸与された鍵を返還すること。
4. 火気の取扱いに注意し、水道の凍結防止に配慮し、及び備え付けの備品を適切に取り扱うこと。
5. 駐車場を含む周辺環境にも配慮し、体験ハウスを適正に管理すること。
6. ごみは、決められたルールに従い排出すること。
7. その他、体験ハウスの利用に関し必要と認められる事項。

利用期間及び利用料

- 1 体験ハウスの利用は2名以上で、期間は1泊単位とし30泊までを限度とする。
- 2 利用料は、1人1泊1,000円とする。ただし、小学生以下は無料とする。
- 3 利用料は、前納とする。
- 4 利用料には、住宅使用料、光熱水費（電気、ガス及び水道料金をいう。）及び備え付けの家電製品の使用料を含むものとする。
- 5 前納の利用料は、利用期間を短縮した場合においても還付しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

明渡し時の確認

利用者は、体験ハウスの利用期間が終えたときは、直ちに当該ハウスを明け渡し、通常の使用によって生じた体験ハウスの消耗を除き、当該ハウスを利用者の費用負担で原状に回復しなければならない。

立 入 り

市長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他当該ハウスの管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、体験ハウス内に立ち入り、点検し、及び適切な措置を講ずることができる。

損害賠償の義務

利用者は、体験ハウスの建物、設備又は備品を破損し、汚損し、滅失しその他損害を生じさせたときは、市長に報告し、一切の損害を賠償しなければならない。